

情報公開制度・ 個人情報保護制度の実施状況

市では、市民の皆さんに市政に対して一層の理解と信頼をしていただくために、「情報公開条例」および「個人情報保護条例」を制定し、施行しています。

この度、これらの条例に基づき、平成18年度の「情報公開制度」および「個人情報保護制度」の実施状況を、次の通り公表します。

【情報公開制度】

市の行政活動を一層理解していただくための公文書開示制度

実施状況

公文書の開示請求の件数.....	2件
公文書の開示および請求拒否の決定件数.....	2件
開示決定.....	2件
請求拒否決定... 0件	
不服申立の件数.....	0件

【個人情報保護制度】

市が保有する個人情報について個人の権利利益を保護するために当該個人に対して情報の開示等を行う制度

実施状況

個人情報の開示等請求の件数.....	2件
開示請求... 2件	
訂正請求... 0件	
削除請求... 0件	
中止請求... 0件	
個人情報の開示等請求拒否の決定件数.....	0件
開示請求拒否決定... 0件	
訂正請求拒否決定... 0件	
削除請求拒否決定... 0件	
中止請求拒否決定... 0件	
不服申立の件数.....	0件

両制度とも、開示請求等の窓口は、市役所2階総務課です。

☎総務課庶務班 ☎73-0084

地域で学ぶ職業観 中学生社会体験学習を実施

匠瑳市内3中学校では、平成12年度から2年生を対象に、職業体験(社会体験)学習を実施しています。今年度も市内各事業所のご協力により実施します。



地域の中で、将来の生き方や職業観を学ぶ中学生に温かいご支援をお願いします。また、5日間の体験を受け入れていただける事業所も募集しています。各中学校または事務局へご連絡をお待ちしています。

八日市場第一中学校 ☎72-1185	参加生徒数...120人
八日市場第二中学校 ☎72-1375	参加生徒数...174人
野栄中学校 ☎67-2415	参加生徒数...99人

実施期間...今年8月以降、各中学校で決定した日程。

(詳細は後日お知らせします。)

☎市中学生社会体験推進協議会事務局

(市教育委員会学校教育課内) ☎73-0094



委嘱状を受け取る新青少年相談員

青少年の健全育成に活躍を期待

74人の新青少年相談員が誕生

平成16年4月から3年間、青少年健全育成のために活動してきた第15期青少年相談員の任期満了に伴い、4月22日(日)、市

民ふれあいセンターで感謝状の贈呈式と、その活動を引き継ぐ第16期青少年相談員の委嘱状交付式が開催されました。

市内から新たに選出された74人の青少年相談員に県知事および市長からの委嘱状が手渡されました。

第16期青少年相談員の任期は平成19年4月から平成22年3月までの3年間です。

青少年相談員制度とは

地域社会での青少年健全育成活動の積極的な推進を図るため、青少年と一体となり、共に喜び、

共に語り、青少年の良き相談相手となる有志活動家として、昭和38年に設けられました。

県下約4,000人以上の青少年相談員が、地域青少年活動指導者として、青少年スポーツ活動の振興、ボランティア活動などの社会参加活動の推進、社会環境の浄化と育成環境の整備など、幅広い青少年健全育成活動を行っています。

☎生涯学習課 ☎73・0097

匠瑳市青少年相談員(敬称略)

【八日市場支部】

中央

鈴木康弘、江波戸等、栗本克己、小林宏樹、佐藤康弘、小関正徳、磯部健一、鈴木昌幸、古作真一、

古閑康幸、高橋由治

豊栄

関勝明、大木茂昭、穂田謙一、大木利貞、越川政春

須賀

鶴之澤隆、高橋健一、山崎信行、大木幸二、鈴木隆一

匠瑳

中臺格之、太田和広、須合勝雄、江端啓至

豊和

椿繁夫、菅谷正史、浅野義孝、日色昭広、向後公貴、川口幸成

吉田

大木通照、宮内孝博、山田知男、秋山貴雄

飯高

熊切雄一、平山正治、石井和夫、菱木淳一

共興

宇野敦、鶴澤隆之、伊藤宏昭、木内光治、伊藤登、塚本正幸

平和

角田将規、日比野照彦、角田淳、椎名和夫、林雅美

榑海

篠塚昭雄、横田謙一、島田康文、大木利顕、菊間和彦、磯部健次

【野栄支部】

野田

熱田和重、小川敬一、北川義久、林伸明、古川三枝子、熱田英樹、伊藤良行、柴幹義、山口喜弘、小川幸一

栄

宮内良二、及川順央、阿曾昌己、養碩勝徳、佐藤義孝、越川康之、阿部一行、榑良明

みんなで支えあう 介護の輪

平成19年度介護保険料の納付



介護保険は、すべての人が避けて通れない介護を、みんなで支えあうための制度で、介護保険の給付にかかる費用の一部が、皆さんの介護保険料でまかなわれています。

介護保険料は、40歳～64歳の方は加入されている各医療保険と併せて納付し、65歳以上の人は年金からの天引き（特別徴収）または、市から送られた納入通知書での納付（普通徴収）の2通りの方法があります。

6月に年間の保険料額が決定し、中旬に保険料額決定通知書が皆さんの自宅に送付されます。特別徴収の方は、通知書と一

緒に黄色の紙が入っています。

その人は、年金から自動的に保険料が差し引かれますので、改めて保険料を納めていただく必要はありません。

普通徴収の方は、通知書と一緒に紫色の紙が入っています。

その人は、封筒の中に入っている納入通知書で納めていただくこととなりますので、お近くの金融機関で納期限までに納めてください。また、通知書と一緒にピンク色の紙が入っている人は、口座振替で納めていただく人です。各月末に口座から保険料が引き落とされますので、残高をご確認ください。

通知書と一緒に緑色の紙が入っている人は、4月から9月までの保険料は封筒の中の納入通知書で納めていただき、10月からは年金から自動的に保険料が引かれるようになります。

4月・5月に65歳になった人は、今年度から介護保険料がかかりますので、封筒の中の納入通知書で、お近くの金融機関で納めてください。なお、年度の途中で、年金から天引きされるようになる場合もありますので、該当者には改めて通知させていただきます。

普通徴収の方は、口座振替を利用すると納期ごとに納めに行く手間が省け、便利です。口座のある金融機関、郵便局などに、通帳届出印、通帳、納付通知書を持参の上、窓口で申し込みま

すので、ご利用ください。災害や著しい所得の減少などで保険料が納められないときは、高齢者支援課にご相談ください。

受けて安心

市民集団健診

市民集団健診を6月12日（火）から7月14日（土）までに、25日間実施します。基本健診のほか、成人歯科（歯周病）健診、肝炎ウイルス検診、胸部検診、結核検診、肺がん検診、前立腺がん検診も実施します。

この機会に受診し、健康管理にお役立てください。地区別の日程や会場、対象などの詳細は広報5月号をご覧ください。

問健康管理課 ☎73-1200

特定高齢者 介護予防事業

平成18年度の介護保険法改正により、65歳以上の高齢者の方に、元気なうちから生涯を通じて介護予防に取り組んでいたため、介護予防事業が始まりました。

対象者：65歳以上の方で市民集団健診を受診された方のうち、介護予防が必要と判定された方。（特定高齢者）
実施時期：10月以降を予定
内容：運動器機能向上、口腔ケア、栄養改善など

問高齢者支援課 ☎73-0033

問介護支援専門員 実務研修受講試験
試験日：10月28日（日）10時～12時
受験資格：医療・保健・福祉分野の有資格者で一定期間以上の実務経験者
申込書配布期間：7月2日（月）～30日（月）
申込書配布場所：高齢者支援課、野栄総合支所保健福祉室、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県保険指導課、各県健康福祉センター
申込受付期間：7月2日（月）～31日（火）
消印有効 簡易書留による郵送のみの受け付けです。

問県社会福祉協議会 ☎043-204-1610

地域の協力で安全を確保 高齢者あんしんネットワーク事業

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できることを目的に、高齢者SOSネットワーク連絡会を発足し、地域で高齢者や介護家族を支援するネットワーク事業を6月から開始します。

高齢者SOSネットワーク

高齢者が行方不明（徘徊など）になった際に、警察署・行政・社会福祉協議会、その他協力団体が連携して、早期発見・保護に協力します。

・事前登録制度

徘徊の心配のある高齢者について事前登録制度を活用しましょう。

申請窓口は、事務局（市社会福祉協議会）または高齢者支援課

・発見協力団体（店）の募集

早期発見の協力団体（店）を募集します。

（“あんしん協力隊”として登録していただき、情報提供などでご協力いただきます。）

認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識や対応の仕方を学び、できる範囲で認知症の人や家族を支援していくサポーターの養成講座を開催します。

家族支援

認知症を抱える家族のつどいの開催や介護相談を行います。

問市社会福祉協議会（事務局） ☎73-0759

